

証券会社に関する内閣府令(平成十年十一月二十四日 総理府令第三十二号)
大蔵省

改正案	現行
<p>(その他の業務)</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業</p> <p>十五 国民年金基金連合会から確定拠出年金法第六十一条第一項の規定による委託を受けて同条同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事務(第五号に掲げる事務にあつては、同法第七十三条において準用する第二十二条の措置に関する事務又は同法第二条第三項に規定する個人型年金に係る届出の受理に関する事務に限る。)を行う業務</p> <p>十六 (略)</p>	<p>(その他の業務)</p> <p>第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 証券会社に関する内閣府令（平成十年^{総理府}大蔵省^{大蔵省}令第三十二号）第二十五条第十四号の確定拠出年金運営管理業に係る加入者等（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）による運用の指図（有価証券の売買に係るものに限る。）に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</p> <p>五 証券会社に関する内閣府令第二十五条第十四号の確定拠出年金運営管理業に係る加入者等による運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買を勧誘する行為</p>	<p>（その他業務を営む場合の禁止行為）</p> <p>第十一条 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 登録金融機関が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十八条第二項の規定により確定拠出年金運営管理業を営む場合にあつては、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等（確定拠出年金法に規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）による運用の指図（法第六十五条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる有価証券又は同条同項第六号八に規定する外国国債証券の売買に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する情報を利用して、自己の計算において法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引及び同条同項第六号に掲げる取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為及び当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者等による</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p>

運用の指図に基づいて行つた有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して法第六十五条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる有価証券の売買を勧誘する行為

改正案

現行

<p>（業務の規制） 第二十四条 1～25（略）</p> <p>26 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条中「法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第一号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第三号中「法第六百六十三条」とあるのは「証券取引法第六百六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二」とあるのは「証券取引法第二十七条の二」と、「証券会社の役員」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「同条第四号及び第五号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。</p>	<p>（業務の規制） 第二十四条（略）</p> <p>26 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条中「法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第一号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第三号中「法第六百六十三条」とあるのは「証券取引法第六百六十三条」と、「法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第一項」と、「法第二十七条の二」とあるのは「証券取引法第二十七条の二」と、「証券会社の役員」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と読み替えるものとする。</p>
---	---